



# 市税の猶予制度について

## ＜徴収の猶予＞

- ① 財産について災害（震災・風水害・火災など）を受け、又は盗難にあったとき
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき
- ③ 事業を廃止し、又は休止したとき
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したときなどにより、市税を一時に納付（納入）することできないと認められるときは・・・



横須賀市に申請することにより、1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められる場合があります。ただし上記⑤の場合は納期限までの提出が必要です。

## ＜換価の猶予＞

- 市税を一時に納付（納入）することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるなどの一定の要件に該当するときは・・・



- 納期限から6か月以内に横須賀市に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「職権による換価の猶予」があります。

## 猶予が許可されると・・・

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価が猶予されます。

## お問い合わせ・申請先

**横須賀市税務部納税課** ※本庁舎1号館2階の1番窓口になります。

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046(822)8203

市税を納期限までに納付（納入）できない場合には、お早めに納税課にご相談ください

横須賀が好ま!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

猶予を受けるための手続については裏面へ

## 申請の手続

### ●提出する書類

①「徴収猶予申請書」又は「換価猶予申請書」

②「財産目録、収支明細書」

※資産、負債、これからの収支の見込みなどを記載する書類です。

※記載した内容を証する書類並びにここ1年間の収入及び支出の実績を明らかにする書類を添付する必要があります。

③担保の提供に関する書類

④災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）

※り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

### ●申請の期限

徴収の猶予：申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間は猶予許可後となります。

※表面⑤の事由に該当する場合の徴収猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後、納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内です。

### ●猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、横須賀市から猶予の許可又は不許可について通知します。

猶予が許可された場合は、横須賀市から送付される許可通知書に記載された分割納付（納入）計画のとおり、納付（納入）してください。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

ただし、猶予を受ける金額が100万円以下である場合や、猶予を受ける期間が3か月以内である場合には担保を提供する必要はありません。

担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や横須賀市が認める上場株式などの有価証券
- ・土地、保険に付した建物
- ・横須賀市が確実に認める保証人の保証

## 猶予の期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付（納入）する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、横須賀市に申請することにより、猶予期間の延長が認められることがあります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

## 猶予の取消

猶予が認められた後に次の場合に該当するときなどには、猶予が取り消される場合があります。

- ・猶予許可通知書に記載された分割納付（納入）計画のとおり、納付（納入）がない場合。
- ・猶予を受けている市税以外に新たに納付（納入）すべきこととなった市税が滞納となった場合。

## その他

- ・市税を納期限までに納付（納入）できない場合には、お早めに納税課にご相談ください。
- ・猶予の申請は不許可となる場合もあります。